

養老町第二回定例会会議録

平成二十五年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十五年六月十七日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 養老町斎苑特別委員会の最終報告について
- 日程第五 報告第一号 平成二十四年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第六 議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第七 議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第八 議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第九 議案第五十五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第五十六号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第十一 議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部

- 日程第十二 認定第一号 を改正する条例について
 - 日程第十三 議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定について
 - 日程第十四 議案第五十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏
- 五 番 吉田太郎
- 六 番 早崎百合子
- 七 番 野村永一
- 八 番 田中敏弘
- 九 番 松永民夫
- 十 番 中村辰夫
- 十一 番 岩瀬進
- 十二 番 水谷久美子
- 十三 番 皆川雅子

○欠席議員

- 十 番 皆川雅子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部部長	日比重喜
住民福祉部部長	松永博孝
住民福祉部部長	野村博治
健康福祉課長	
住民福祉部部長	高木久之
生活環境課長	
産業建設部部長	柏渕裕昭
産業建設部部長	川地豊己
農林振興課長	
産業建設部部長	加藤敏博
商工観光課長	
産業建設部部長	伊藤博文
産業建設部部長	
水道建設課長	西脇和信
会計管理者兼会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局局長兼生涯学習課長	藤田実芳

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	
教育委員会	伊藤公一
スポーツ振興課長	
消防長	堀田明男
議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長 (田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第二回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

さて、昨年の五月から一年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の松永民夫君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

なお、広報取材のため、広報員の議場への入場及び写真撮影を許可しました。

それでは、松永民夫君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

本日の会議の欠席者を報告します。

十番 皆川雅子君より、体調不良のため欠席の通告がありました。

それでは、ただいまから平成二十五年第二回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（田中敏弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百七条の規定によって、三番 大橋三男君、四番 三田正敏君を指名します。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月十日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） それでは議長の命を受けましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

去る六月十日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開催いたしました。

協議事項は、平成二十五年第二回定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日六月十七日から二十八日までの十二日間とし、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、斎苑特別委員会最終報告、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議（質疑・討論・採決）、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の六月二十七日に行うこととし、発言の順序は、一般質問通告書の受け付け順で行うことに決定しました。

次に、審議する議案は、繰越明許費についてが一件、条例の制定についてが三件、条例の一部改正についてが三件、決算関係についてが二件、補正予算についてが一件、合計十件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第五、平成二十四年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けることに決定しました。

次に、日程第六、養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について及び日程第七、養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての二件は、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑を行うこと。

また、日程第八、養老町子ども・子育て会議条例の制定については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑を行うこと。そして、この三件については、総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決することに決定しました。

なお、審査に付託する総務民生委員会は、六月十九日水曜日午後一時三十分を開会するよう委員長へ要請することに決定しました。

次に、日程第九、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第十一、養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでと、日程第十四、平成二十五年度養老町一般会計補正予算の計四件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決することに決定しました。

次に、日程第十二、平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第十三、平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての計二件は、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決することに決定しました。

なお、審査を付託する産業建設委員会は、六月十九日水曜日午前十時に開会するよう委員長へ要請することに決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。
た。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日六月十七日から六月二十八日までの十二日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日六月十七日から六月二十八日までの十二日間と決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年度及び平成二十五年度のそれぞれ四月及び五月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、養老町土地開発公社の経理状況を説明する書類として事業報告書及び財務諸表が提出されましたので、理事以外の議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、六月定例議会を開催するに当たりまして、議員の各位には大変お忙しい中御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

六月に入りまして、梅雨入りと言いなながらもいい天気が続いているわけでございますけれども、最近言われます集中豪雨、ゲリラ豪雨等の大きな災害がないことを祈るばかりでございます。

一つ御報告をさせていただきますと思います。

名神高速道路の養老サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を国土交通省のほうへ要望をしていたわけでございますけれども、六月十一日に連結許可申請の許可の内定をいただきました。この件について、六月二十一日に当町において、伝達式をさせていただきたいというふうに考えております。これから工事が始まるわけでございますけれども、まだ地権者等の御同意を全員からいただいているというわけでもございませんので、地元

よく説明をさせていただき、議員各位にも御協力をお願いしたいと思えます。

また、東海環状自動車道の養老ジャンクションから南の工事につきましても、本年七月から始まることになっておりますけれども、この件につきましても、起工式のほうをさせていただきたいというふうに考えております。いよいよ二〇一七年に向かって、養老町のインフラの整備が整いつつあるということでございます。今後とも、皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうも、本日は御苦労さまでございます。

○議長（田中敏弘君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第四、養老町斎苑特別委員会の最終報告について、議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

養老町斎苑特別委員会委員長 水谷久美子君。

○養老町斎苑特別委員長（水谷久美子君） 養老町斎苑特別委員会最終報告書。

本委員会に付託された事件について、会議規則第七十七条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、中間報告、五月八日以降の検査結果。

一、検査のため出席を求めた者。

町長 大橋孝、副町長 西脇正博、総務部長 問山孝通、総務課長 田中信行、住民福祉部長 日比重喜、生活環境課長 高木久之、会計管理者 安藤淳一、農林振興課長（前生活環境課長）川地豊己。

二、委員会の開催状況。

平成二十五年五月二十日、第五回養老町斎苑特別委員会開催、収納に関する書類検査、書類説明、質疑・応答。六月十二日、第六回養老町斎苑特別委員会開催、総括質疑・応答。六月十四日、第七回養老町斎苑特別委員会開催、最終報告書（案）の確認。六月十七日、第二回定例会開催、最終報告書を議長へ提出（定例会にて委員会報告）。

三、検査書類。

使用料の徴収などに関する書類一式（平成二十二年度分）、歳入歳出外現金に関する書類一式（平成二十二年度分）。

四、検査結果。

告訴関係。

生活環境課長より、「当初の告訴金額は、平成二十四年一月十五日から三十一日までの分で百二十九千八百円であったが、供述調書作成時に警察当局からの指示により、へい獣の使用料が不明確であることを理由にこれを除外し、五月二日に百三十六千円に訂正した」との報告を受けた。

使用料収納及び盗難事件関係。

平成二十二年度三月分使用料、三月十一日から十七日まで、十八日から二十四日まで及び二十五日から三十一日までの計三週間の約三百六十万円が、平成二十三年四月中旬、同じ日に入金されていたことに疑念を抱き、当時の生活環境課長（現農林振興課長）の出席を要求し、説明を求めた。

当時の生活環境課長は、平成二十三年四月当初に三月分の入金のおくれに気づき、元嘱託職員（当時、臨時職員。以下「元嘱託職員」という。）に催促したところ、「三月末に入金のため、直接町指定金融機関（大垣共立銀行押越出張所）に行ったが、混んでいたため入金しなかった。その日は知人との約束があり、その

まま自家用車で羽島市内まで出かけ、使用料を車内に入れたまま駐車場に駐車し、知人の車で出かけ、戻ってみると盗難に遭っていた」との説明を受けたため、町長へ報告した。その際、町長からは警察へ被害届を出すことと、銀行に集金に来てもらうことも可能であるため、今後、自分で入金に行かないよう指示を受け、元嘱託職員に伝えた。

なお、町は元嘱託職員からの報告のみで事実関係などの確認はしておらず、被害届の提出については、事情を知る当事者が届け出を行えばよいと考えており、担当課の職員などの同行は行わなかったとしており、届け出の有無についての確認はしていない。

また、この事件は母親である町議会議員へ伝えられたが、当議員から担当課長への依頼などは一切なかったとしている。

その後、元嘱託職員より、個人の不注意であったため全額弁償するとの申し入れがあり、四月中旬ごろに納入されている。また、被害届は取り下げたとの報告も受けたが、その理由は確認しておらず、現在も不明である。

この事件による町に対する実質的な被害はなかったとして、町長の判断により公表などはせず、また本人には厳重注意のみとしたが、今回の検査において町長は、行政としての公金の処理の仕方に対する認識が甘かったと考えており、公表すべきであったとしている。

しかし、今回の着服事件については、平成二十五年二月四日午後五時三十分から町長室において、元嘱託職員の母親である町議会議員から、「突然告訴すると言われても困る。なぜ、事前に伝えてくれなかったのか。何とか穏便にお願いしたい」との発言があったが、町長からは、刑事訴訟法第二百三十九条第二項の定めにより告訴しなければならないことを伝えた。なお、依頼はその

日だけであったとしている。

人事関係。

(一) 平成二十二年四月、臨時職員雇用について。

平成二十二年四月より元嘱託職員を臨時職員として雇用する際、それまで在職していた臨時職員が自主的に退職したのか、あるいはこの元嘱託職員を雇用するために退職を促したのかは、当時の生活環境課長も就任前のことであり、雇用に至る経緯はわからないとしている。しかし、住民福祉部長が元総務課長（退職）から元嘱託職員の雇用の経緯について聞き取りを行っており、元総務課長が母親である町議会議員から娘の清華苑職員への採用依頼を受け、平成二十二年三月中旬ごろ、当時の生活環境課担当職員に採用手続をするよう話をした。その後、その担当職員は、当時に職していた臨時職員へ、高齢を理由に退職の勧奨をしたところ、了承されたことであった。

なお、住民福祉部長は、議員から元総務課長へは一般的なお願い程度で、威圧的な言葉ではなかったとの認識であると聞いており、口ききであったという認識は持っていないと感じたとのことであり、町は、議員の関与についてはなかったと考えているとしているが、今回の検査において、町長は、この雇用については公募などの手続により計画的に検討すべきであったとしている。

(二) 平成二十四年十月、嘱託職員雇用について。

前任の嘱託職員が高齢を理由にやめるということで欠員が生じるため、後任の臨時職員の公募を行った。これにより臨時職員が二人になることもあり、経験のある当該職員を嘱託職員に任命した。

なお、副町長は、使用料の入金のおくれがあることについては担当課長より聞いていたが、横領というような認識はなく、議員

の娘ということと安心感があつたのも事実だが、議員からの依頼は断じてなかったとしている。また、この時点では、使用料盗難事件については知らされていなかったとしている。

町には、臨時職員から嘱託職員への昇格の際の基準はなく、また臨時職員や嘱託職員に対する人事評価も行っておらず、今後検討していくとしている。

(三) その他。

町長は、雇用に関する口ききについては、他に候補者もいて、採用のための申し出であれば口ききであろうし、採用の枠があいなければ紹介を受けても口ききとはならないとの認識である。

また、臨時職員の雇用は原則公募としているが、嘱託職員については公募はしておらず、経験、専門的知識、資格などを有する者の中から最終的に町長が決定している。嘱託職員の公募については、今後の検討課題とするとしている。

五、問題点と改善意見。

これまでの検査結果を踏まえ、問題点と改善意見を述べる。なお、執行機関においては、現在、公金等管理適正化検討委員会を立ち上げ改善策を検討されており、既に実施済みの案件もあるが、当委員会の検査時点での意見であることをあらかじめ承知願いたい。

歳入関係。

使用料収納体制については、まず現金の管理を一人の職員で行っていたことは非常に不適切であり、清華苑には二人の職員が配置されているのであるから、毎日終業後、職員相互に現金と関係帳票の確認作業を行うべきであった。さらに、関係帳票に各自が確認印を押印することにより、公金を扱う責任感が生まれると思われる。

また、使用料の送金方法については、以前は清華苑職員が直接町指定金融機関まで出向いて入金していたが、その後、銀行員が清華苑へ集金に行く方法に変えた。集金は友引の日としていたが、休日と重なった場合には、本庁担当課へ連絡することなく元嘱託職員の任意の日に集金しており、本庁担当課とは何ら取り決めもなかったことは非常に不適切である。送金日を含め、その方法については細かい取り決めをしておく必要があつた。そもそも、職員が現金を持ち歩くことは防犯上において非常に危険であり、平成二十二年度三月分使用料については、自家用車の中に入れておいて盗難に遭つたとしているが、その教訓が全く生かされていなかった。

なお、現在では、本庁担当課職員が毎日清華苑に出向き、関係帳票を確認の上、集金するよう改善はされているが、できる限り清華苑に現金が保管される時間が短くなるよう、集金時間帯を検討する必要がある。

また、土・日などの休日における入金については、金融機関の夜間金庫を利用することも一考の価値はあると思われる。

しかし、極論は現金を取り扱わないことであり、本庁で死亡届提出の際に納付書を発行し、施設利用者が本庁内金融機関などで納付するか、休日であればコンビニなどで納付後、清華苑で使用許可を出すなどの方法を検討する必要がある。

また、納付書については三連複写の単票、手書きタイプで、なおかつ付番がされておらず、書きかえなどの改ざんが容易にできてしまうため、あらかじめ連番を印刷した簿冊タイプの様式にし、その都度、納付書に取扱者印も押印させることも改ざん防止のための有効な手段と考える。現在では、納付書への付番と取扱者の押印は行っている。

財政的な問題もあるが、町の財務会計業務はコンピューターシステムにより運営されているのであるから、システムから納付書を作成できるようにし、つくり直しなどはシステム履歴に残るような改修をするべきと史料する。

なお、町外利用者には町外用の単価を入れ、色分けした専用の納付書を使用するなど、一目で区別がしやすい様式とするべきである。

収入金調定通知書については、元嘱託職員が作成していたが、他の清華苑職員も内容を確認するような業務フローを作成し、本庁担当課へ送付の際には、納付書の控えや明細表の添付はもちろんのこと、使用申込書などの帳簿類の確認は必ず受ける体制を整える必要がある。現在では、収入金調定通知書は担当課職員が本庁において作成している。

次に、確認事務については、清華苑職員においては前述したとおりであるが、担当だからと一人だけに任せておいたことに今回の事件に至った大きな要因があると考ええる。二人の職員が相互に監視し合える体制にしておくべきであり、業務フローを作成することにより、業務分担を明確にする必要がある。

また、本庁担当課においても管理監督責任が全くといってよいほどどうかえず、使用料の送金日を例にとるならば、友引ごとの送金が決められていたにもかかわらず送金がおくることが多々あり、上司は何度も元嘱託職員に注意をしていたとのことであったが十分には改善されず、コンプライアンス（法令などの遵守）を徹底する必要があった。また、その際に遅滞理由も確認していたであろうが、送金まで一カ月近くあくことには当然何らかの疑いを持つべきであり、関係帳票の確認作業を速やかに行う必要があった。さらには、平成二十三年度分の斎苑費について、使用料

の収入見込み額を一千五百万円程度減額補正したが、このことについては議会としても承認しており、真摯に反省をいたすところではある。しかしながら担当課においては、根拠のない安易な思い込みだけによるもので調査、確認などを怠ったことは明白であり、職務怠慢であったと言わざるを得ない。今後、補正も含め予算編成は、正確な情報収集や実績数値の比較などにより、客観的に地に立ち行う必要がある。

歳出関係

歳出では、清華苑職員に夜間や休日用に町の携帯電話を所持させているが、携帯電話は個人でも所有しており、不要であると思われるため、今後廃止を検討する必要がある。また、物品を購入する際には、本庁担当課に事前に相談があるとしているが、必ずしも徹底されたものではないと思われるため、歳入と同様に、業務フローをつくり、事務処理を徹底する必要があると考える。

人事関係

次に人事関係についてであるが、元嘱託職員の雇用に関して、当然公募もハローワークへの照会もされた事実はなく、また前述した住民福祉部長の元総務課長への聞き取りの内容からもうかがえるように、元嘱託職員の雇用に際し、母親である町議会議員からの口ききについて疑念を抱かざるを得ない。幾ら親としての立場であれ、議員という公職者であることに変わりはなく、その一言が執行に対して大きな圧力となることは当然のことであり、議員倫理に反するものであり、また既に退職された職員のもとで行われたとはいえ、町当局にも強く反省を求めめるものである。やはり、公募などの手続を踏み、公正で的確な人員確保のための雇用体制をつくる必要があると考える。

また、昨年十月に嘱託職員として雇用する際も、やはり嘱託職

員の雇用の公募はなく、ましてや使用料の送金時期のおくれなど、上司の指導をもつてしても十分な改善が行われない、いわゆる職務怠慢である者を嘱託として雇用了ことは、人事における町の過失があつたことは否めず、まことに遺憾である。今後は、臨時あるいは嘱託職員にかかわらず、職員の雇用に際しては全て公募を原則とし、また適正な人事評価体制を確立するよう強く要求する。

危機管理関係等。

最後に、危機管理体制と特別職も含む職員の問題意識についてであるが、使用料を現金で取り扱うことについての問題意識の欠如、公金に対する責任意識の希薄さ、コンプライアンス（法令遵守）に対する意識の低さ、職員間の意思疎通の不十分さ、問題を予測できない職場風土等々、職員あるいは組織としての公金管理の方法に欠陥があつたと思料する。さらに、管理監督者は、職員の倫理意識のみに頼れない現状を認識する必要がある、今回の事件のように、議員の娘だから不正はしない、二人の職員が携わっているから横領はあり得ない、あるいはこれまでも不正はなかったから大丈夫といった先入観に大きな落ち度があつたと考える。

六、事務検査を終えて。

本委員会は、斎苑使用料着服事件が発覚し、その使用料に関する事務検査を重ねてきたが、本事件については警察当局の捜査中という障壁のため、執行側から十分な回答が得られなかったり、本庁担当職員の異動などにより、当時の事務処理が不明瞭な部分が多々ある中、可能な限りの検査を行ってきた。その結果、これまで述べてきたように、執行機関の皆さんの事務処理の実態や真相を解明することができたと考えている。

この事件は、単なる清華苑嘱託職員による横領事件だけではな

く、根底にあるのは公金に対する認識の甘さであり、人事も含め管理を怠つた結果、町に損失を与え、町民からの信頼を失墜させた全庁的な問題であると捉える。

執行機関においては、二度とこのようなことが起きないよう猛省し、本委員会の改善意見も十分考慮の上、町民の信頼回復に万全を期すことを強く求めるものである。

なお、この事件発覚後、執行機関においては全庁的な問題として公金等管理適正化検討委員会が立ち上げられ、公金等取扱チェックマニュアル（案）が作成され、先般、本議会に対して説明があつたところであるが、今後さらなる内容の充実を図られるとともに、執行のさらなる自浄努力を求めるものである。

また、本議会としても監視機能を一層強化していく所存である。養老町斎苑特別委員会名簿。

委員長 水谷久美子。副委員長 中村辰夫、委員 松永民夫（平成二十五年五月より）、委員 野村永一、委員 早崎百合子、委員 吉田太郎、委員 三田正敏、委員 大橋三男、委員 長澤龍夫、委員 岩永義仁。

最後にですけれども、松永前議長、田中現議長、二代の議長のもとで当委員会が開かれてきました。机に積み上げられた数多くの書類に一枚一枚目を通し、電卓をたたき精査し、疑義を検証し、本日の最終報告に至りました。まさに、斎苑特別委員会全委員が総力を挙げ、汗をかき、張り詰めた緊張の日々でした。

本日の最終報告をもち、当検査は終了いたしました。
○議長（田中敏弘君） 養老町斎苑特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

この報告をもって、養老町斎苑特別委員会の事務検査は終わり

とします。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、養老町斎苑特別委員会の事務検査を終了します。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第五、報告第一号 平成二十四

年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました報告第一号

平成二十四年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

報告第一号 平成二十四年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成二十四年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百六十六条第二項の規定により、別紙のとおり報告する。平成二十五年六月十七日提出。

平成二十五年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、土木費、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業で、路面性状調査委託料及び烏江地内の道路舗装工事分一千二百二十五万三千元。次に、教育費、中学校費の中学校校舎等施設整備事業で、高田中学校図書室耐震補強改修工事及び東部中学校大規模改修工事分二億四千五百九十九万二千元を平成二十五年年度へ繰り越しし、各事業の財源内訳は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおりとなりました。

以上で、報告第一号 平成二十四年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第六、議案第五十二号及び日程

第七、議案第五十三号の二議案は、一括上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第六、議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について及び日程第七、議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十二号

養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について。

養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、町長及び副町長に係る平成二十五年十二月における期末手当の支給額を減額するため、養老町特別職の職員の期末手当の臨時特例を定めるものでございま

す。

第一条では、条例の趣旨ということで、先ほど申し上げました制定の趣旨を規定しております。

第二条では、町長及び副町長の平成二十五年十二月における期末手当の支給額の特例を定めており、期末手当の支給額は、一般職職員の期末手当の減額率に準じて百分の二・四を乗じて得た額を減じた額とします。

第三条では、この条例の規定により期末手当の額から減ずる額を算定するに当たっては、端数が生じることがありますので、その場合については一円未満の端数は切り捨てることといたします。この条例は公布の日から施行をさせていただきます。

続きまして、議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

養老町職員の給与の臨時特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

制定の趣旨でございますけれども、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における一般職職員の給与の支給額を減額するため、養老町職員の給与に関する条例等の臨時特例を定めるものでございます。

条例の要旨でございます。

第一条では、条例の趣旨ということで、先ほど申し上げました制定の趣旨を規定しております。

第二条では、養老町職員の給与に関する条例の特例を規定して

おります。まず第一項では、給料の支給減額の割合を定めており、減額は給与月額に百分の〇・一を乗じて得た額といたします。第二項では、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の減額について規定し、管理職手当については百分の十、期末・勤勉手当については百分の二・四を乗じて得た額を減額します。また、休職者の給与についても、給料、手当について同様の減額措置を講じた額とします。第三項では、一時間当たりの給与額の計算方法を規定し、給料の減額後の額とします。第四項では、五十五歳以上の六級以上の者に対する給与についても、第三項までの減額措置を講じた額とします。

次に、第三条では、養老町職員の育児休業等に関する条例の特例を定めております。

部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき勤務一時間当たりの給与額を減額しますが、この場合の一時間当たりの給与額の計算は給料の減額後の額とするものでございます。

次に、第四条では、養老町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の特例を定めております。公益法人へ派遣された職員に対して、派遣の期間中も給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができますが、この場合においても同様の減額措置を講じるといふものでございます。

最後に第五条では、この条例の規定により給与額から減ずる額を算定するに当たっては端数が生じることがありますので、その場合については一円未満の端数は切り捨てることといたします。

施行日につきましては、平成二十五年七月一日からということでございます。

以上をもちまして、議案第五十二号、議案第五十三号の提案説

明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第五十二号及び議案第五十三号の二議案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第五十二号及び議案第五十三号の二議案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第八、議案第五十四号は、上程

後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第八、議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十四号

養老町子ども・子育て会議条例の制定について説明をさせていただきます。

議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定について。

養老町子ども・子育て会議条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査・審議する機関として、養老町子ども・子育て会議を設置する必要があり、同会議の所掌事務、組織等必要な事項を条例で定めるものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、条を追って御説明を申し上げます。

まず第一条におきましては、子ども・子育て支援法第七十七条第一項に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援計画の策定及び変更、子育て支援施策の実施状況の調査審議を行うため子ども・子育て会議を設置することを定めております。

次に、第二条においては、会議の所掌事務を定めております。

第三条では、会議を組織する委員を定めております。

また、第四条では、委員の任期を二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすること、委員の再任を認めることを定めております。

第五条では、事務等を迅速かつ適切に行うため、会議に会長及び副会長を置くことを定めております。

第六条では、会長が会議を招集し、議長となること。必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見聴取、資料の提出を求めることができることを定めております。

第七条では、会議の庶務を健康福祉課で処理することを定めております。

第八条では、条例の定めがなく、必要な事項については会長が会議に諮って定めると規定をしております。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、六月十九日午後一時三十分より開催されるよう要請します。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第九、議案第五十五号から日程第十一、議案第五十七号の三議案は、逐条上程後、提案理由の説

明のみ受けます。

それでは、日程第九、議案第五十五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十五号

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第五十五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

改正の趣旨でございますが、学校教育法等の一部が改正されたことにより、「養老町障害児就学指導委員会」を「養老町適正就学指導委員会」に改めることに伴い委員の名称を改正するとともに、新たに子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て会議委員を置くため、条例の改正を行うものでございます。

要旨でございますが、別表中特別職職員の職名「心身障害児就学指導委員」を「適正就学指導委員会委員」に改め、別表に、新たに子ども・子育て会議委員を加え、委員の報酬は日額四千八百円とするものでございます。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案第五十五号の提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十、議案第五十六号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十六号

養老町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第五十六号 養老町税条例の一部を改正する条例について。養老町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い養老町税条例の一部を改正するもので、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

まず町民税につきまして、寄附金税額控除について、これは第二十六条の八第二項、附則第四条の四関係でございますが、地方公共団体に対して寄附を行った場合に、個人の町民税の寄附金税額控除について、平成二十六年から平成五十年までの各年度に限り、特例控除の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率（二・一％）を乗じて得た率を加算するものでございます。

次に、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、附則第二三条の三の二関係でございます。租税特別措置法第四十条——これは国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税でございますが——の第十項の追加により、引用する条項を改正するもので、非課税の対象となる法人が、この非課税承認が取り消された場合には、町民税の所得割を課すことを定めるものでございます。

次に、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についてでござ

います。附則第四条の三の二関係でございます。適用期限を、居住年が平成二十九年まで四年間延長し、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして、平成二十六年四月から平成二十九年十二月までの間に居住し、かつ平成二十六年四月からの消費税率引き上げの場合、個人の町民税の住宅借入金等税額特別控除の限度額については、所得税の課税総所得金額の合計額の四・二％に相当する金額に改正をさせていただくものでございます。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてでございます。附則第十四条の二関係でございます。租税特別措置法第三十七条の九の二、これは認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換の特例でございますが、この廃止によりまして、引用するこの適用除外条項を削除させていただくものでございます。

次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例についてでございます。附則第二十条の二関係でございます。東日本大震災により、居住用家屋が滅失をして居住することができなくなった者——これは被相続人でございますけれども——の相続人が家屋の敷地の土地等を譲渡した場合には、相続人は、被相続人がその土地等を取得した日から所有していたものとみなして、長期譲渡所得等の課税の特例等の適用を受けることができます。でございます。

次に、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例についてでございます。附則第二十一条の関係でございます。東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失等をして居住することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得、また増改築等をして平成二十六年四月から平成二十九年十二月の間に

居住した場合、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の四・二％に相当する金額に改正させていただくものでございます。

続きまして、延滞金等の利率の見直しでございます。

まず延滞金の割合等の特例についてでございます。附則第二条の二の関係でございますけれども、延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年七・三％に満たない場合においては、年一四・六％の割合は、特例基準割合に年七・三％を加算した割合とし、年七・三％の割合は、当該特例基準割合に年一％を加算したものに改正させていただくものでございます。

次に、納期限の延長に係る延滞金の特例について、附則第二条の三関係でございます。徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、その期間に対応する延滞金額のうち、延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合の延滞金額を超える部分を免除させていただくものでございます。

施行日でございますが、この条例は平成二十六年一月一日から施行をいたします。ただし、住宅借入金等特別税額控除に関する規定は、平成二十七年一月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第五十六号 養老町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十一、議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

改正の趣旨でございますが、地方税法の一部改正がされたことに伴い、養老町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容は、次のとおりでございます。

東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとされたことにより、国民健康保険税条例についても同様の措置をするものでございます。

施行期日につきましては、平成二十六年一月一日でございます。以上で、議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十二、認定第一号及び日程第十三、議案第五十八号の二議案は、一括上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第十二、認定第一号 平成二十四年度養老町上

水道事業会計決算の認定について及び日程第十三、議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての二議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定についてを説明をさせていただきます。

認定第一号 平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十四年度養老町上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成二十五年六月十七日提出。

まず、平成二十四年度の上水道事業給水状況につきまして御説明させていただきます。

給水戸数につきましては、前年度より百四十一戸増の八千六百四十三戸、給水人口につきましては、前年度より九十八人増の二万八千四百三十三人となりました。また、有収水量は、前年度より一・三％増の二百四十一万八千六百五十八立方メートルとなりました。

今回の認定につきましては、地方公営企業法第三十条第四項の規定によりまして、別紙の監査委員の意見をつけて決算の認定をお願いするものでございます。

それでは、一ページの決算報告書について御説明させていただきます。いずれも消費税込みの額であります。

最初に収益的収入及び支出、いわゆる三条会計でございます。

第一款水道事業収益の決算総額は四億二千四百二十一万二千二百二十三元となり、第一款水道事業費用の決算総額は、三億六千九百六十七万七千四百五十一円となりました。

次に、二ページの資本的収入及び支出の四条会計についてでございます。

第一款資本的収入の決算総額は五千五百七十四万四千四百一十一円となり、第一款資本的支出の決算総額は三億百七十二万三千八百九十七円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億四千六百六十一万六千四百八十六円につきましては、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分利益剰余金処分額及び当年度分消費税、及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明させていただきます。

二十ページの三条会計でございます。

上水道事業収益費用の状況につきまして、収入総額、消費税抜き金額でございますが、給水収益及び受託給水工事収益の増加により四億四百六十六万九千九百九十円となりました。支出総額は経費の節減に努めましたが、動力費や減価償却費などの増加により三億六千七百三十三万一千三百六十四円となりました。この結果、三ページの平成二十四年度養老町上水道事業損益計算書の下段に記載してあります当年度未処分利益剰余金は四千三百四十二万九千六百二十六円となりました。

次に、二十二ページの四条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明いたします。

資本的収入総額は、起債の借入れがなかったこともあり五千二百六十六万一千九百四円となりました。資本的支出総額につい

ては二億八千八百十三万二千八百九十七円（消費税抜きの金額）となりました。その内容について御説明をさせていただきます。建設改良費におきましては、大跡緑町地内や石畑地内などにおいて、配水管を三千八百七メートル新設いたしました。さらに、水道施設の老朽化対策として、配水管布設がえ工事を六百一メートル行いました。また、各ポンプ場の遠方監視設備及び柏尾増圧ポンプ場改修工事と第四ポンプ場設備増設及び補強工事を行い、監視機能及び配水機能の向上を図りました。

以上が、平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定についてでございます。

続きまして、議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明をさせていただきます。

議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金四千三百四十二万九千六百二十六円のうち一千九百万円を減債積立金に積み立てるものとする。平成二十五年六月十七日提出。

平成二十四年度の未処分利益剰余金四千三百四十二万九千六百二十六円について、そのうち千九百万円を企業償還金に充てる減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

残額の利益剰余金二千四百四十二万九千六百二十六円については、次年度へ繰り越しをさせていただきます。

以上が、議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここではの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ただいま町長より提案説明がございました、特に監査の結果で、審査結果の中にも監査委員から指摘がありました。有収率の関係。今年度六六・八％ということで、前年度からさらにまた有収率が落ちておると。ここ二十二年度からいくと、一・何％ぐらい有収率が落ち込んでおると。前年度にも私、たしか質問したと思うんですが、そのときには、漏水等もあるから、極力そういうことを調査して改善に努めるといった話があった。一向に改善されるどころじゃなくて、さらに落ち込んでおるといふことになっておりますが、その辺どういふことでこういう結果が出たのか。恐らくそれは同じこと、漏水とか言われると思いますけど、去年から質問して、改善をしようとやられたことが本当に改善されておるのか。改善したのならば、なぜこういう状態になったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 水道課長。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 中村議員の御質問にお答えします。

まず、漏水調査の結果が出たのが二月末でありました。そこで十五カ所ほど漏水箇所が発見されましたが、実際、予算が三月に

なりましたので予算執行ができませんでしたので、四月初めに二十五年度予算で十五カ所修繕いたしました。その結果、四月分で六・一六、前年度の四月よりよくなっております。

また、今年度予定しております、特に今漏水箇所であろうと思われる大場の東地区の修繕をいたして、ことしの予算では半分程度しかできませんけどそれで多少はよくなるのではないかと思っております。

以上で説明を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫議員。

○十一番（中村辰夫君） 今の説明によりますと、四月に改善したというふうに解釈していいのか、ことしの四月なのか、それは前年度の四月なのかということが、まずはつきりしなかつた点、一点目。

もう一点、要は有収率を上げないと、一〇〇戸の水をつくるのに、皆さんに提供するのがたつたの六六%しか皆さんの家庭には行きませんよと。三十何%という水は全くどこかへ消えてなくなっているよという商売です。だから、今比較的水道事業が順調にいつておるといふ監査結果でございますし、一応いつておるようでございます。それはそれで結構ですが、これは本当に、一〇〇%のものをつくって六六%、要するに後の三四%はどこかへ消えてなくなってしまうような商売をやっておつていただく、今後、この水道事業についても非常に危険な状況に陥る可能性があります。

まして、ここに耐震管の事業もどんどん進められて、これは非常にいいことだと思っておりますし、大いにこの事業を進めてもらいたいと思いますが、今言ったようなことを改善されない限り、

幾ら配管の耐震をやると言われても、金は使う分は使う、入ってくるほうはちよつとも改善されませんよというような状況では、非常に将来危ぶまれます。いま一度、本当にこの漏水だけで有収率が上がってこないのか。

この監査によりますと八〇%以上が県下の有収率だというふうな監査結果も出ておりますが、これに本当に見合う数字に持つていつてもらいたいということですが、今後その辺のところをどういつうふうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。以上、質問します。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） お答えいたします。

修繕の工事は四月にやつております。また、今年度の予定といたしましては、漏水調査をまた今年度末ぐらいに出したいと思つております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ぜひひとつこれは、今度は二十五年度はどういつうふうに出るか、私も楽しみにしておりますが、この有収率を上げていただくことをぜひお願いしたいということと、耐震配管をぜひどんどん進めてもらいたい。これは大いに要望して、質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 二十四年度の上水道の事業決算でありますので、お尋ねをいたします。

上水の不納欠損、年々ふえておるといふようなことをお聞きし

ておるんですが、この決算において幾らだったのか。また、滞納、これが不納欠損につながってきますので、滞納金額も教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

平成十九年度分の不納欠損は百七名で、二百五万二千九百七十六円でありました。今年度より不納欠損で予算上は落としておりますが、私債権でそのまま残して収納に努めております。十九年度分につきましては、五月三十一日現在、二十件の収納がありまして、十二万五千三百三十四円入っております。以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 二十年度からは債権という形で残して処理をするということですので、そのようによろしいんですか。ということ、次年度からは不納欠損ではなく、残して収納に努めるというようなことでよろしいんですか。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 不納欠損としては落とすんですが、私債権として残す方法でやります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 不納欠損で落として債権で残すというのはどういう意味でしょうか。というのは、不納欠損で落としたり、もう債権として残らないというように理解をしますが、

不納欠損というのは、五年を過ぎたものを不納欠損にしていく

んですが、それをせずに債権として、いわゆる売掛金として残すわけでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 十九年度は、不納欠損で落としてまして私債権として残したわけでありますが、ただ、収入といたしましては雑収入で入れる方法でやっております。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

認定第一号及び議案第五十八号の二議案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第一号及び議案第五十八号の二議案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である産業建設委員会は、六月十九日午前十時より開催されるよう要請します。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十四、議案第五十九号は上程後、提案理由の説明のみ受けけます。

それでは、日程第十四、議案第五十九号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十九号

平成二十五年養老町一般会計補正予算（第一号）につきましてその概要を説明させていただきます。

議案第五十九号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八百六十五万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十八億一千八百六十五万七千円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第二条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。平成二十五年六月十七日提出。

今回の補正予算につきましては、新規事業の子ども・子育て支援事業や風疹の緊急対策事業などが主なものでございまして、歳入歳出の総額にそれぞれ八百六十五万七千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十八億一千八百六十五万七千円とするものでございます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず九ページの民生費の児童福祉費、目児童福祉総務費では、新規事業として子ども・子育て支援事業を実施することに伴い、子ども・子育て支援会議及び子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査実施経費として二百二十五万四千円を計上いたしました。

次に、衛生費の保健衛生費、目予防費では、全国的な風疹の流行状況を踏まえ、緊急対策として妊娠を希望する二十三歳以上の

女性や、妊婦の夫へのワクチン接種の促進を図り、妊婦への感染を防止するため、予防接種事業を全額公費で実施するため、経費として百四万四千円を計上いたしました。なお、四月一日以降に既に接種された方には、償還払いを実施する予定でございます。

次に、土木費の道路橋梁費、目道路橋梁総務費では、東海環状自動車道着工式を行う経費として六十三万円を計上し、十ページの都市計画費、目都市計画総務費では、建築物等耐震化促進事業費補助金について、当初予算では木造住宅耐震補強工事を二件と見込んでいましたが、現在四件の要望があり、当初予算の不足額二百三十万円を増額いたしました。

次に、教育費の社会教育費、目青少年育成費では、青少年集会所整備事業補助金について、当初予算では二百二十万円を計上しておりましたが、新築工事が一件、これは下笠・中村集会所でございます。それから補助額百七十万円、それから修繕工事が三件、蛇持・大坪・押越東集会所の補助額百二十万二千円の要望があり、当初予算の不足額七十万二千円を増額いたしました。

十一ページの保健体育費、目保健体育総務費では、社会体育施設における設備・器具の安全管理を強化するため、臨時職員を一名増員したため、賃金百七十二万七千円を増額するとともに、後ほど歳入でも説明をいたしますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金が当初予算と比べて二百三十四万六千円の減額となりましたので、それに伴い、財源更正を行うものでございます。

次に、七ページの歳入について御説明を申し上げます。

まず国庫支出金の国庫補助金、目土木費国庫補助金については、追加の二件分の木造住宅耐震補強工事の補助金として、建築物等耐震化促進事業補助金を百十万円増額いたしました。

次に、県支出金の県補助金、目民生費県補助金では、子ども・子育て支援事業計画策定に係る補助金として、子育て支援対策臨時特例交付金百九十八万三千円を、それから目衛生費県補助金としては、風しんワクチン接種促進緊急対策事業費補助金として二十万五千円をそれぞれ新たに計上し、目土木費県補助金では、国庫補助金と同様に、木造住宅耐震補強工事の補助金として、建築物等耐震化促進事業補助金を六十万円増額いたしました。

次に、八ページの諸収入の雑入、目雑入では、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を、当初予算では五百八十五万八千円と見込んでおりましたが、全国から助成財源を大きく上回る申請があり、補助率が調整されて配分されることになり、助成額三百五十一万二千円の交付決定を受けました。当初予算との差額二百三十四万六千円を減額し、財源調整として繰越金七百九万五千円を増額するものでございます。

また、四ページの第二表 債務負担行為補正につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託が平成二十五年、二十六年と二カ年にわたるため、平成二十六年事業費、百四十一万四千円を債務負担行為として追加するものでございます。

以上で、議案第五十九号 養老町一般会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす六月十八日から六月二十六日までの九日間は休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十八日から六月二十六日までの九日間は休会することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

なお、議会二日目は、六月二十七日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午前十一時十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年六月十七日

議長 田 中 敏 弘

議員 大 橋 三 男

議員 三 田 正 敏